台風21号により被害を受けられた方へ

被災されました組合員の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

CO・OP共済にご加入の方は以下共済金の対象となる場合があります。 詳しくは、下記までお問い合わせください。

◆住宅災害共済金(*1) ◆風水害等共済金(*2)

- *1 CO·OP共済《たすけあい》(「ジュニア 20 コース」は除く)に付帯されている保障です。
- *2 CO·OP火災共済で適用となる場合があります。

◎ご請求の対象となる事例とは…

対象となる事例	・台風で自宅が損壊した。
	・台風により河川が氾濫し床上浸水した。
対象とならない事例	・台風によって雨漏りした(屋根等の損壊がなかった場合)。
	・浸水でマイカーが動かなくなった。

[※]上記はあくまで例です。実際のお支払いは共済金請求書ご提出後の判断となります。なお、共済金請求書類につきましては、 ご契約内容によって異なります。

◎ご請求の対象となる条件は…

CO·OP共済《たすけあい》	20万円以上の被害があった場合
CO·OP火災共済	10万円を超える被害があった場合

[※]CO·OP火災共済は、「住宅」に10万円超の被害があった場合となります。また、風水害保障なしタイプにご加入の場合、風水害等にかかわる損害の保障がないため、支払対象外となります。なお、住宅契約に20 口以上のご加入の場合、住宅以外の物置・カーポート・門・塀等に10 万円を超える被害があれば、火災共済より付属建物等風水害共済金、自然災害共済大型タイプより付属建物等特別共済金をお支払いできる場合があります。詳しい保障内容については「加入者(契約者)のしおり」にてご確認をお願いいたします。

詳しいお問い合わせは・・・

■CO·OP共済《たすけあい》について(生活協同組合コープこうべ コープ共済センター)

0120-763-002 9時~18時(日曜定休)

■CO·OP火災共済について

0120 - 6031 - 43

- ◆ご加入や現在のご契約に関するお問い合わせ ⇒ ご用件番号【1】をご選択ください。 CO·OP火災共済コールセンター 9時~18時(日曜定休)
- ◆共済事故(住宅損害)の受付に関するご連絡 ⇒ ご用件番号【O】をご選択ください。 CO·OP火災共済事故受付センター 24 時間 365 日受付可能

明日のくらし、ささえあう

[※] 実損害額を保障するものではありません。